

第二集会所使用料金表

令和2年4月1日

使用時間 室名	午前	午後	夜間	全日
	9:00 ~13:00	13:00 ~17:00	17:00 ~21:00	9:00 ~21:00
2階 全(A+B) 55畳	2,700	2,700	2,900	6,500
A会議室 22畳	1,100	1,100	1,200	2,500
B会議室 33畳	1,600	1,600	1,700	4,000
C会議室 9.2畳	500	500	600	1,400
1階 全体 35.8畳	2,000	2,000	2,200	5,000
第1会議室 17.9畳	1,000	1,000	1,100	2,500
第2会議室 17.9畳	1,000	1,000	1,100	2,500
多目的サロン 14畳	700	700	800	1,800

(注意事項)

使用に当たっては、管理規則第2条(目的)、第8条(使用許可の制限)、第9条(使用者の遵守事項)及び第10条(損害の補償)に反することのないよう留意すること。

(特別料金等の取決め)

- * 塾の経営その他指導者が報酬(月謝)を受けている場合、もしくは羽曳が丘町会連合会に所属する町会以外の住民や団体が使用する場合は、上記料金の200%とする。
- * 業者が営業・宣伝のために使用する場合は、上記料金の300%とする。
- * 連合会役員会、理事会及び連合会に所属する町会が、町会役員会や町会総会で使用する場合は無料とする。また、緊急避難の場合も同様とする。
- * 麻雀は他の利用者に迷惑のかからない範囲で利用を許可する。ただし、麻雀卓使用料として、午前・午後・夜間それぞれに一卓につき1000円を、また、囲碁、将棋の使用料はそれぞれ1盤につき200円を別途徴収する。
- * 使用申請は3ヶ月前の最初の受付日から申込順に受付けるものとする。ただし、定期的な使用者で200%の特別料金を支払うものについては、6ヶ月前から受け付けるものとする。